

# 史料報

第 17 号

昭和47年11月

## 文部省史料館の改組について

史 料 館

文部省「史料館」が本年五月一日をもって改組され、国立の国文学研究資料館「史料館」として発足することになったので、その経緯および新組織などについて概要を申述べることにしたい。

ここ数年より、比較的広大な文部省「史料館」の敷地(約五千坪)が、その既設建物に比して建坪率に余裕があるとの理由から、その敷地内に公私諸施設の割込設置の動きがあり、他方また数年来にわたる「史料館」自体の所轄機関への独立化の要望も実現の見通しが困難な事情にあったが、そしてまた「史料館」建物の老朽化―改築の問題があり、このような前提のなかで、国文学関係学会の総意による国立の「国文学研究資料館」新設の議が起り、曲折を

経て、「史料館」敷地内への、「史料館」を併置したかたちでの、「国文学研究資料館」の設置が決定したのである。

旧「史料館」では、右のような情勢のなかで、次善策ではあるが、これを「史料館」の将来独立化への跳躍台とし、かつ予算の拡大・研究員の待遇向上・勤務条件の改善などの実現を期し、従来の「史料館」運営の基本線保持を前提として、これを受け入れることとなった。「史料館」評議員会でも次の三カ条の決議を本省へ申入れることよって併置を承認することとなった。すなわち(1)史料館の現在の目的・性格・運営形態を変更しないこと。(2)将来は、史料館は国文学研究資料館から独立して同館と同程度の規模の機関となるよ

目次	頁
文部省史料館の改組について……史料館……(1)	伊藤忠芳……(12)
金石文の調査……金田正好……(3)	史料館改組関係法令……花田勝彦……(13)
「須田家文書」の整理を終えて……藤村潤一郎……(8)	史料館改組関係法令……(15)
複雑な村方文書整理……浅井潤子……(10)	新取史料紹介……(11)
地方史(誌)編集刊行上の問題……	その他・講習会記事・彙報など……(15)

う努力すること。従って今回の措置は暫定措置である。(3)現在の職員についてはその待遇を今日以上にすること。

本来ならば、「史料館」の敷地内に「史料館」を母体とした単独の独立機関としての歴史史料館の設置をみるべきところであるが、右の結果に落着いたのである。

新設の「国文学研究資料館」は国立学校特別会計に属する国立大学共同利用機関として設置されたが、国立大学以外の大学教員ないし一般研究者の利用にも供されることになっている。所属研究員は文部教官制をとっており、したがって同館の予算には、国立大学に準じて、一般校費の他に教官当積算校費・教官研究旅費などが附加されている。「国文学研究資料館」の内部組織は次のごとく定められている。

第二条 (国文学) 研究資料館に次の三部を置く。

一 管理部

二 文献資料部  
三 研究情報部

2 前項に掲げるもののほか、(国文学)研究資料館に史料館を置く。  
つまり、「国文学研究資料館」は三部制をとり、この外に別途に「史料館」を併置するかたちをとっているのである。ただし、「史料館」の正式名称は国立の「国文学研究資料館史料館」となっているが、名称の混乱をさけるために、通称としては「国立史料館」の名称を用いることにしている。

ちなみに、「国文学研究資料館」は、わが国の古代より近世にいたる国文学に関する文献その他の資料の調査研究・収集・整理・保存を行ない、国立大学の教員その他の者で国文学の研究に従事するものに利用させることを目的としており、その内部組織の三部制のうち、管理部には庶務・会計の二課がおかれ、文献資料部には第一(古代)・第二(中世)

第三(近世)の三文献資料室がおかれ、研究情報部には情報室・整理閲覧室の二室がおかれている。管理部には部長・課長がおかれ、研究関係の各部には部長(教授)、各室には室長(教授または助教授)がおかれている。なお、館全体(「史料館」を含む)の上に館長(指定職)がおかれており、館長の助言機関として評議員(二十名以内)がおかれている。「国文学研究資料館」は昭和四十七年度より三カ年計画で完成の予定であり、本年度は国文学関係で十五名の新規の教官・事務職員が配置され、建物は第一棟が建築中である。

ところで、「史料館」はわが国の史料で主として近世のもの調査研究・収集・整理・保存を行ない、国立大学教官その他の歴史学の研究に従事する者の利用に供することを目的としており、その内部組織は第一(武家・公家・寺社史料)・第二(町方史料)・第三(村方史料)の三史料室および情報閲覧室の四室編成となっている。なお、民俗資料は第二史料室に所属している。三史料室は旧来の史料室を移行したものであり、情報閲覧室は旧閲覧・情報関係業務を中心に新設されたものである。何れも旧「史料館」の目的・業務を継受している。三史料室はそれぞれ教官定員三名(教授一、助教授一、

助手一)で合計九名となっており、各室には室長(教授または助教授)がおかれている。情報閲覧室には事務職員がおかれ、室長は教官の併任(暫定)となっている。なお、別に「史料館」関係事務を扱う事務室がある。これら四室長の上には史料館長(教授)がおかれている。「史料館」の定員は旧定員を移行したため十五名(教官十名、事務職員五名)となっている。

上述のように、「史料館」は「国文学研究資料館」に併置されているため、その定員・予算は内部で一応別件扱いとなっており、運営なども独自性を認められることになっている。ただし、「国文学研究資料館」と「史料館」とは同一館内の機関であるので、館内に「運営協議会」が設けられ、館全体の調和ある運営が期されている。なお、「国文学研究資料館」の評議員二十名のうち十名は国文学、十名は史料館に折半されるのを原則としており、部会(国文学部会・史料部会)および総会が設けられている。

以上は、文部省「史料館」の改組——国立・国文学研究資料館「史料館」の発足についての経緯および新組織などのあらましである。関係各位の御理解と御後援をお願い申し上げます。次第である。

## 昭和四十七年度 新収史料紹介 (一)

受託 史料 山城国淀稲葉家文書

本文書は、旧山城国淀藩主(雁ノ間・譜代・一〇万二千石)稲葉家襲蔵にかかると、今回同家ご当主に当る稲葉正輝氏のご好意によって当館が寄託をうけたものである。ここに誌上を借りて、稲葉氏に改めて深甚の謝意を申し上げたい。本文書は、文部省史料館第一史料室による昭和四十六年度旧大各家文書所在調査の実施過程において、稲葉氏からその所在についてご教示があり、当時同家の菩提寺である麟勝院(京都市右京区妙心寺町四九)に保管されていたこともあって、当館が京都府立総合資料館に連絡し、稲葉氏のご了解のもとに、同館に本文書の調査と今後の取扱いを一任したものであるが、京都府立総合資料館において調査終了後、本文書が、内容上地元と直接関係のない幕末中央政局史料であることと、所蔵者稲葉氏が東京保管を要望されたことなどの事情があつて、前記関係者各位と当館との間で話し合いが行なわれた結果相互に合意に達し、当館への寄託が決定したものである。

本文書の大部分は、幕末に老中の要職にあつた稲葉正邦に関する中央政局史料で、その主要なものは史籍協会刊「淀稲葉家文書」(大正一五年)収録史料の原史料と推定されるものである。同「文書」が幕末政局に関する幕府側からの第一級史料として定評があることは詳言する必要がないが、同時に同「文書」にはかなり顕著な誤読・脱漏・錯簡があることも研究者の間では周知のところである。本文書には「文書」の稿本(美濃判全五冊)およびこの稿本の原本に該当する一紙物がほぼ完全な状態で保存されているほか、「文書」編集段階に整理された形跡がありながら、「文書」未収の史料および未整理(か整理用の付箋が剥落した)と思われ「文書」未収の史料が全体の二割前後を占めている。これらの新史料によって「文書」の補充訂正が可能であり、さらに右の新史料によって幕末政治史の研究に裨益するところが少なくないであろう。

今後の調査研究の深化にまちたい。(総点数四〇六。原蔵者〳〳東京都杉並区和泉町四一三一九 稲葉正輝氏)

# 近世金石文の調査

金山正好

(東京都教育庁)

## 記述の範囲

時代は〈近世〉すなわち江戸時代と解する。〈金石文〉は字面では、金属や石材の表面に記された文字であるが、慣例上、多少の出入があり、鏝金・彫金または石刻の造像の銘や印章・泉貨の類、あるいは鉄に刻まれた刀剣類の銘などは、それぞれの専門の分野で扱われ、逆に金石以外の骨角器・陶磁器、とくに瓦の銘は金石文として扱われることもある。ここには鏝像・彫像・印章・泉貨・刀剣・瓦類の銘を除き、江戸時代に金属または石材に記された銘文を種類別にし、それらがどのような簡述に存するかを中心に列記してみようと思う。ただし筆者の調査はほとんど東京都内を出ていないので、実例として挙げるものは、すべて都内のものに限り、そのことを予めおことわりしておく。

## 一、金属に記された銘文

### a、建築関係

**擬宝珠** 主として青銅製。社寺建築・橋梁などの勾欄につけられる。宝珠の下の円筒状の部分の紐帯を避けて、寄進者名・工匠名・年記などが陰刻されている。棟札・文獻などのない場合は、建築年代の極手となる。旧江戸城の平川門の橋には、他の諸門の橋の擬宝珠を集めて使用されている。

**鳥居** 鑄銅製の鳥居の柱には、建設者・寄進者・工匠・修理者などの名や年記を陰刻または陽鑄したものがある。銅鳥居の扁額は多くは鍛造で、表面は神社名のみ、裏面に年記・筆者名を記すのが正規である。したがって裏面を調べる必要がある。

**天水受** 向拝の左右などに鑄鉄のものがある。銅製のものが多い。正面に社寺の紋章・祭神または本尊の名、側面から背面にかけて年記・寄進者名・工匠名などを鑄出してある。

**露盤** 多宝塔・三重塔・五重塔などの屋上に立つている相輪の下部

を占める半円形のものがある。ここに簡単な願文・造立者・工匠の名・年記などが陰刻されていることがある。これらの塔は、多く最上層の屋内から屋根の一部を開いて、屋上に出られるようになつていようであるが、この調査は高所恐怖症の方には不向である。

### b、社寺に共通な資料

**梵鐘・半鐘** 寺院に多いが、神社にもある。撞座の上に社寺号・祭神本尊名、あるいは名号・題目など、側面の中央部(池の間)に銘文・年記・撰文者・発願者・工匠の名などを鑄出または陰刻する。八王子市山田広園寺の慶安二年(一六四九)改鑄の梵鐘に、応永四年(一二九七)などの旧鐘の銘を再刻したような例もあり、青ヶ島村正受寺の半鐘には、天保六年(一八三五)十月に青ヶ島で難破した船の溺死者の供養のために、八丈島御船預の服部九左衛門が寄進した旨の陰刻がある。また中央区石町時の鐘のように、社に全く関係のない時報用の梵鐘もあり、火災報知用の半鐘には無銘のものもある。なお戦時中、金属回収の名で多くの梵鐘や半鐘が供出されたが、

それらのうち鑄潰される前に終戦となり、供出元以外の社寺に転売されたものもかなりある。

**鰐口** 社寺の向拝の上などに吊される銅製の扁平な鳴器。その表面の同心円の紐帯の外側に、向つて右上から下へ、さらに左上から下へ、地名を冠する社寺名・奉納者名・年記・工匠名などが陰刻されている。他から移つた場合、もとの裏面に新たに銘文を刻することもある。

**吊灯籠** 銅鍛造の場合は火袋の縁に神仏名・寄進者名・年記などを打ち出し、鑄鉄の場合は笠の上面に作者名を陽鑄したものがあつた。

**据付灯籠** 社寺名・寄進者名・工匠名・年記などを竿の部分に記する。鑄銅では陽鑄も陰刻もあり、鑄鉄では陽鑄である。

**鏡・懸仏** どちらかといえば神社の方のものであるが、懸仏は明治の神仏分離で寺へ移されたものが多い。銅鏡は架に立てて神前に置いたり、靈代として神座に据えたり、あるいは円鏡の上部に二つの孔を穿ち、紐で三列四段ほどに列ね、神輿の四面にかけた。中世のように円鏡の鏡面に毛彫で神仏の像や銘文を刻むことは、江戸時

代に廃たれ（しかし、府中市大國魂神社に蔵する神輿にかけた円鏡のうちには、製作は室町時代で、慶安二年（一六四九）奉納の銘を鏡面に毛彫したものがあつた）、鏡には柄がつき、裏面の文様の左下などに工匠名を鑄出することが多くなる（しかし台東区上野東照宮にある寛永十三年一六三六一在銘の円鏡は銘文も陽鑄である。図一）



図1 康家山紅城内江所 康家山紅城内江所 康家山紅城内江所

銘板 八丈島大里の優婆夷宝明神社には、縦三〇cm、横七八cmの銅額がある。寛政元年（一七八八）地役人等の奉納したもので、天明元年（一七八一）幕吏の巡見による増税の免除を愁訴し、祈願がなつた由を毛彫してある。また府中市住吉町正光院の石造宝篋印塔の塔身の内部から、金鍍金した銅板壁一八cm、横五七・四cmに、梵字宝篋印陀羅尼と元文五年（一七四〇）

積俊善の名を、おそらくは打ち出の方法で記したものが、巻かれた状態で出てきた。これなどは石塔の外観からは全くその存在を知ることができない。

御開箱 通常は木製漆塗が多いが、木箱の表面を銅板や真鍮板で覆い、祭神本尊の名や年記などを記したものもある。青梅市下成木安楽寺軍荼利堂のものは、円筒型で、元禄十二年（一六九二）の朱漆銘がある。

墓誌銘 昭和三十三年以来二三年間にわたり、港区芝罘上寺の徳川將軍家の墓地の改葬が行われた。そのうち家宣の石室内の銅棺の蓋裡には、將軍の官位、官職、誕生・在位・没年・埋葬の日付、筆者名等が陰刻してあつた。

c、仏具 香炉 仏前の前卓（マエツクエ）の上にある燭台・香炉・花瓶のうちでは、香炉の前面に本尊の名など、背面に年記・寄進者の名などを陰刻したものがあつた。

磬 架にかけて導師の座の右側に置く。撞座や文様を避けて、寺名・年記などを陰刻する。鑿子（キンス）ウチナラシともいう。導師の座に近く、台に上向けにの

せる。縁の外側に寺名・年記・寄進者名などが陰刻されている。銚鉢（ニョウハチ）円形で中央が盛り上り、紐を通し、縁が少しく外反するもの二枚を打ち合せる鳴器、外反した縁の外側に寺名・年記・寄進者等が陰刻されている。

鉦鼓（シヨウゴ）伏鉦（フセガネ）鉦鼓は架にかけ、伏鉦は縁に三つの短い脚があり、敷団の上に伏せ、いずれも撞木でたたく。ともに念仏の用具。これらには縁の外側に寺院名・年記・寄進者名・工匠名などが陰刻されている。

金剛盤 護摩壇など修法壇の上に配置されている真鍮製の容器・香炉・花瓶などを密壇具と総称する。それらのうちで銘があるのは金剛盤である。四葉の蓮弁を合せたような形の盤に三つの低い脚をつけたもので、上に金剛鈴・五鈷杵などをのせる。その底に年記・住持名などが陰刻されていることがあつた。ただし一般に神具・仏具の類は局外者の手を触れるべきものではなく、特に密壇具などはそのようない行為を嫌うから注意を要する。華鬘（ケマン） 仏前の欄間などにかける荘嚴具。多く鍛造で中央に本尊名（権現名も）を打ち出したも

のがある。

雲版 上部左右に雲形の切り込みがあり、吊して敲く鳴器。鑄鉄のものは陽鑄、青銅のものは多く陰刻で、寺名・年記・寄進者名・工匠名などを記する。香合 蓋の裏に所持者名などを陰刻したものがある。

## 二、石材に記された銘文

### a、一般の資料

碑碣 記念碑・顕彰碑などの資料価値については、改めて述べるまでもない。ただ整形の石碑（時には自然石のもの）では、裏面や側面にも文字のあることがあるから注意すべきである。

道標 庚申塔などを兼ねたものもある。原位置にあるか否かを確かめる必要がある。大方、建設の年代と人名が刻まれている。寺社関係の道標は信仰地域の指標となる。町石や登山道の道程石もこの一種と見做される。

境界石 遺例は少いが、西多摩郡羽村町阿蘇神社の裏敷には「従是東南尾張殿鷹場」と刻した角柱形の石（図2）が倒れており、北区飛鳥山公園にある元文二年（一七三三）の飛鳥山碑の背面には「飛鳥



図2 田尾張徳川家鷹場の境界石

山四至隣示 自良至坤七十三歩

自巽至乾二百二歩」とあり、境界石の代用をしている。

歌碑・句碑 おうむね建設の年記と建設者・筆者、時には彫工の名が刻まれている。芭蕉の句碑の如きは、年忌ごとにその数を増している。それらの建っているところはまた多く当時の行楽地といえる。更級日記の竹柴寺に閑説した港区三田の亀塚の碑や大田道灌の事跡を説いた荒川区西日暮里本行寺の道灌丘の碑などは一種の文学碑といえよう。

迷子しるべ石 子を見失った親、あるいは迷子を見つけた人が、その旨を書いた紙片を貼るための立石。江戸では嘉永三年（一八五〇）文京区湯島天神境内に立った氷人奇縁石が古く（現在のものは明治初年の再建）、中野区新井薬師境内のものは、お百度石を兼ねている。

石橋 橋柱や橋桁に橋名や架設の

年代を陰刻したものがあがるが、袖垣のある場合は、その額板に銘を刻むことがあり、橋の袂に別に石橋供養の標石を立てることもある。石灯笼・灯明台 石灯笼は金灯笼と同じく棹石に銘を刻む。灯明台は笠付の火袋を数段の台石にのせたもので、台石に銘を彫る。三鷹市大盛寺（井の頭弁天）の灯明台は、江戸紫根問屋の寄進したものとして知られている。

#### b、仏塔

五輪塔 近世ではほとんどすべて墓標として造立されている。各層に地水火風空を示す梵字または漢字を一字ずつ刻むことが多いが、法号・歿年などは地輪（最下部の方形の石）に刻まれる。

宝篋印塔 五輪塔の上の二層が相輪、水輪（円形）が方形となり、笠の部分の四隅に上向き突起のある塔。中央の方形の部分には仏の種子を梵字で刻し、その下の方形の基壇に刻文があるのが普通である。本来の陀羅尼塔として造立されたものもあるが、多くは墓標になっている。

陀羅尼塔 円筒形または四角柱形の塔身に尊勝陀羅尼・阿弥陀仏根

本陀羅尼・千手観音陀羅尼などを梵字または漢字で刻し、台石に造立趣旨・年記・造立者名等を刻してあるものが多い。

遠忌塔 宗祖・開墓等の遠忌法要の記念として立てるもの。通常、台石に年記や建立師檀の名を刻している。

門石 境内の入口に建てる。棹石と数段の台石からなるものが普通であるが、自然石のものもある。

棹石の表面にその寺の本尊名、日蓮宗では髭題目、背面に造立年月日、台石に山号・寺号などを刻む一字一石塔 粒のそろった扁平な小石に經典の文字を一字（または数字）ずつ墨書して埋め、その上に標石を建てる。ちなみに港区芝増上寺の徳川家重の墓所からは、

方解石の一字一石経が出ている。廻国供養塔 日本六十六国の寺に納経した記念に、造立者の生国・氏名・造立の年月等を刻んで建て

る。開堂供養塔 本堂などの建立記念に造立するもの。すでに亡失した堂宇についての資料となる場合もある。

c、墳墓 無縫塔 卵塔ともいう。倒卵形の

石を塔身とする僧侶用の墓石。近世のものは、ほとんどみな塔身に住持の世代・僧階・法名・寂年などを刻む。

墓標 本来は死者の名・没年などを彫って、埋葬塚の前または向って右前に建てたもので、近世でも文京区大塚先儒墓所などにはその制を踏襲したのが見られる。しかし一般には埋葬した上に建て、墓標そのものを礼拝するようになった。また近世に至って庶民も墓石を建てるようになり、しかもはじめは一人一墓であったが、夫妻一石の墓もでき、さらに一家同葬の墓が普通となった。一人一墓石の場合には、棹石の側面や背面に死者の略歴を刻んだり、辞世の句を彫りつけたりしたものもある。

墓標の文字はおうむね楷書であるが、世田谷区豪徳寺の井伊大老の墓は明朝体（活字体）であり、梵字は墓標にかぎらず、文献に至るまで九割九分まで悉曇文字であるが、台東区東上野の竜谷寺の梵字者行智の墓には新梵字のランツァ体が使用されている（図3）。

墓誌銘 死者の略歴などを石に刻し、石の印籠蓋をして副葬することとは近世にも行われた。これらは

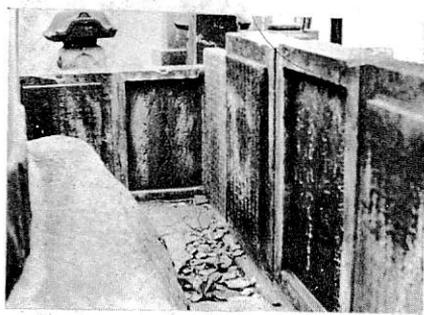


図4 墓誌銘を利用した墓域の石柵



図3 梵学者行智墓石のランツア文字

埋藏されているので、通常は見られないが、荒川区東日暮里善性寺の松平家の墓地では、改葬の際に発掘された墓誌銘を墓域の石柵に

代用してあるので、いつでも見られる(図4)。また前記港区芝増上寺の徳川將軍家墓地のうち、家継・家重の墓には、宝塔下の石室の蓋が巨大な石からなり、その裏面に、家宣の銅棺銘と同様の刻銘があつた。

#### d、その他

#### 禁制石 社寺境内の一定の場所

で乗馬から下ることを定めた「下馬」、車輿から下ることを定めた「下乗」の石はともにこれら二字の他に

文字のないのが普通である。禅寺などの入口にある「不許童酒入山門」の石には、側面・背面に年記

起立者名などを刻んだものが多い。大田区西六郷安養寺には、イチヨウの木を削ることを禁ずる旨を刻した石がある。これは母乳の出る呪に樹皮を削るのを防いだもの。

世田谷区烏山称往院は震災後、台東区浅草から移転した寺であるが、門前に蕎麦不許入門の標石がある。門前の庵で蕎麦が繁昌して、信仰が従になることを警めたもの

の由。

#### 仏足石 文様のある釈尊の足の裏

の形を石に彫つたもの。銘文のあるものとなつたものがある。

お百度石 寺社の参道にあり、願

がけする人が休みなく堂宇との間を往復参拝する起点を示す石標。年記・寄進者名などを刻したものが多い。

#### 轆杭・利竿杭 二本のやや扁平な

柱状の石を、竿を挟む間隔を残して立てたもの。前者は神社の祭礼に際して轆の竿を立てる具、後者は黄檗宗の寺で幡の竿を立てる具。ともに年記・寄進者名などを刻したものがあつた。

#### 水盥 手洗・嗽用の水鉢である。

多く正面に祭神・本尊の名など、背面に年記・寄進者名などを彫りつけてあつた。

#### 石祠 側面に年記・造立者名などを刻したものがある。

石鳥居 銅鳥居と同様である。石柵 社寺の石柵には、杭ごとに寄進者名を刻したものが多い。

煩わしいが、併記された地名によって信徒の分布を窺うことができ

る。

庚申塔・二十三夜塔・聖徳太子塔・観音塔・地藏塔・羽黒三山塔など

これらで画像を伴わず、文字のみのものであり、通常、年記・講社名などが刻まれている。

以上、種々の金石文のうち、記念

碑などには、独立の資料価値をもつものが多いが、個々の金石文の大多数は、その記載が概して簡単で、単独には史料と認められない。しかしそれらが一社寺などに多数存する場合、その社寺の繁栄の時期、地縁関係などを示す資料となる。これに関連して、その金石文が当初からそこにあつたか、あるいは他から移つたものが問題となる。神社では合祀により、寺院では本末関係で移動する場合が多い。

#### 付、金石文調査の用具

拓本 原品の上に薄紙を当て、市販の吊鐘墨で擦る乾拓と、湿らした画仙紙の上を墨をつけたタンポ

でたく湿拓とがある。湿気を嫌う鉄製品(特に刀剣)は乾拓によるべきである。湿拓の場合、野外のものは風の日や直射日光の時間を避ける。紙の端はセロテープなどでとめるのがよく、大きいもの

をとる場合、霧吹があれば紙の湿り具合を調整できる。夏の野外では蚊や練香が能率をあげてくれる。火災に罹つて表面が剥れかけた石碑は断念すべきである。どう

しても必要ならば、合成樹脂などで隙間を強化してから拓する。

スケール コンベックスと折尺を

用意する。折尺は半分に折り、両端を半円形に内側に曲げ、その両端で物の直径などをとり、その間隔を他のスケールで読むことがで

きる。コンベックスは身長より高いものなどが測れる。石碑などは厚さも記録する。

写真 三脚・リリーズ・接写用具

・バックになる布などをもって行く。石碑などは斜横の光がもつとも文字を鮮明にするので、カメラに固定したフラッシュガンやストロボは不向である。板目紙にアルミ箔を貼つたものを一枚ほど用意して、レフレクターにすると、小さいものならば、かなり効果がある。解説するのみならば、タバコの包紙でも案外役に立つ。

鏡 狭いところの文字を読み、あるいは撮影するときに使う。

携帯用電灯・双眼鏡 罅口など高所のものゝの銘などを読むに必要である。双眼鏡は倍率より、レンズの口径の大きいものが明るくてよい。

その他 筆記用具はもちろん、干支の入った年表、地図、磁石など。

### 第十八回近世史料取扱講習会終わる

初・中旬 福岡・東京二会場

当館主催の表記講習会は、左記要項により二会場各四〇名の受講生の参加を得て開催され、所期の成果を挙げて終了した。

〔開催要領〕

(一)開催の趣旨 公共機関などにおいて、近世史料を取扱う事例の増大に伴ない、これに関する知識・技能の向上が要請されている現状にかんがみ、当該関係者に近世史料の読解・調査・収集・整理・分類・保存管理などに関する基礎的な知識・技能を取得させ、近世史料の保存、利用の効果を高める。

(二)期間および場所 A、昭和四七年一〇月二日(月) 一〇月七日(土) 福岡県文化会館図書館 B、昭和四七年一〇月一六日(月) 一〇月二二日(土) 東京都職員研修所

(三)受講資格 図書館・史料館・博物館・研究所・史誌編さん室その他の機関に勤務し、近世史料の整理および調査研究等に従事している者で、その経験年

数の比較的浅い者。

四講習内容および講師(敬称略)

A、福岡会場

(1)近世史料概論(Ⅰ)・九州大学 藤野 保

(2)近世史料概論(Ⅱ)・九州大学 経済学部教授 秀村選三

(3)九州地方史料読解・同右

(4)中世史料概論―九州地方を中心に―九州大学文学部助教 川添昭二

(5)近代史料概論―九州地方を中心に―佐賀大学教育学部助教 杉谷 昭

(6)法制史料について・専修大学法 学部教授 石井良助

(7)史料の補修・宮内庁書陵部専門 官 遠藤諦之輔

(8)史料読解(幕藩・村方・町方)

(9)近世史料の整理・管理

(10)近世史料の分類

(11)民俗資料の取扱法・当館教官

(12)当館教官担当

B、東京会場

(1)近世史料概論(Ⅰ)・(Ⅱ)・

学習院女子短期大学学長 児玉幸多

(2)中世史料概論・東洋大学文学部 教授 宝月圭吾

(3)近代史料概論・東京大学農学部 教授 古島敏雄

(4)封建都市について・東北大学文 学部教授 豊田 武

(5)史料の保存科学・東京国立文化 財研究所修理技術研究室長 岩崎友吉

(6)史料の補修・宮内庁書陵部専門 官 遠藤諦之輔

(7)史料読解(幕藩・村方(Ⅰ)― 関東地方中心―・村方(Ⅱ)・ 町方)

(8)近世史料の整理・管理

(9)近世史料の分類

(10)民俗資料の取扱法・当館教官

(7)・(10)・当館教官担当

その他、両会場ではいずれも、座談 会、施設見学等を実施。

なお、末尾ながら、本講習会開催 に当って、万般のご協力とご配慮を 賜った関係諸機関、講師の諸先生、 その他多数の関係各位に対して、改 めて誌上を借りて、ここに深甚の謝 意を表する次第である。

「須田家文書」の整理を終えて

藤村 潤一郎

「史料館所蔵史料目録」第十九集のため「常陸国行方郡牛堀村須田家文書」の整理に着手した際には格別の子備知識はなく、戸谷敏之の農業類型論の一例であり所属する水戸藩についてもノーマンの政争のため明治の官僚群に水戸出身者が少ないと指摘があったのを記憶していた位である。着手後に「茨城県史料」が

ルムの形で収集出来た事は幸であった。その際に後藤勤治氏、秋山高志氏、桐原邦夫氏など事務多端の折にも抱らず格別の御好意を示された。感謝に絶えない。ただこれを整理の最終年度に実施した事はまず、今後はもう少し早くしたい。また同財団の高橋美氏にも御教示にあずかった。

刊行され、史料館に「常陸国志」も架蔵されて参考になった。「水戸藩史料」をもう少し読むべきであったと思う。文書を手にして最初に気になったのは家関係の史料が乏しい事であった。この点は故須田誠太郎氏の御遺志により茨城県教育財団に残存分が寄贈されており、同財団の御好意により拝見する機会を得て氷解した。私が須田禎一氏と接触したのは整理の最終年度であったが、なお一部の文書を史料館に御寄贈下さった。収集文書の旧蔵者とは矢張り連絡を保つべきであろう。茨城県教育財団の御好意により同財団所蔵「須田家文書」の大部分をマイクロファイ

須田氏からも色々御教示をいただいたが、これも早くから接触すべきであった。そうすれば整理がもっと進め易かったと思う。なお私は須田家文書を歴史の材料として客観的に整理するのだが、文書の旧蔵者である須田家は存在しており、プライバシーもある。これは明治期の史料が乏しい事もあって直接ではなかったが、御教示を受ける際に無意識にふれたのではないかと思つたし、昭和一年の他人である私と、一九二〇—三〇年代に青春を過ぎた地主の家の方では文書を持つ意味は異なるのではないかと思つた。文書の整理には旧蔵者との接触は不可欠だが今

後自戒したいと思う。

須田家は茨城県行方郡牛堀町にある。附近の地形を地図で見ると殆んど平地なのに史料に御立山とあり、いささか奇妙な気がした。行つてみると確かに山があつて成程と思つたが、山が適当で mountain とはねと云う気も何処かでした。牛堀町には東京在住の須田夫人がお出下さり、現地の須田英五郎氏、布施耕一郎氏と共にお世話下さつた。墓地は改葬されており全部はみられなかった。

また故須田誠太郎氏の顕彰碑等を見たら、そして同氏がこの地方の政界の有力者である事を知り、家はどれも似た所と異なる所とがあるものだと思つた。

「須田家文書」の須田氏は新宅（分家）のため、本家を紹介して戴いたが、当今の都市集中で牛堀町を引払い横浜在住との事であつたので、本家須田四郎氏を横浜に伺つた。同氏は旧宅建付けの仏壇を特に切取つて所蔵され、位牌、系図を拝見したが、最後に系図をみて須田四郎氏が養子である事に気付いたのは失敗である。一般に家の事は御婦人の方が詳しいものだが、氏の談論風発を避け切れなかつた面もある。

期間の滞在であつたから、無責任な印象の範囲を出るものでないが、土佐出身の私には、水戸は又一段と強烈なものだと感心して、中学時代漢文で教つた弘道館記述義とか正氣之歌を久振りに想い出した。現地調査は必要だと思つた。

さて村方文書は一般に代官又は藩の地方役所と村との関係、村内部での関係（これは役所との関係が影響を及ぼしている場合が多い）、家の関係に一応類別されると思つたが、判然と区別出来るものではない。特に何処迄が私文書、いや私文書とは何か甚だ混乱する。ただ検地帳が史料の基準ではないかとも考へている。そんな事を予想しながら須田家文書に当たると、先ず村明細帳がないので村の概略に閉口する。それに關連して地図で見れば霞ヶ浦に面しているのだが、船関係の史料の意味がよくわからず、「利根川図志」を入手して始めてわかりかけ、現地調査で成程水郷だやと理解する有様である。系図は茨城県教育財団所蔵須田家文書を見てやつと判然とした。それ以前に庄屋一覧表を作製したが、須田家が牛堀、永山村以外の兼帯庄屋を勤めている事、その他に大御山守なるものになつてゐる事がわかっ

てきた。所がこの大御山守の性格が、私の不勉強なのか余り研究が進んでいないようである。

大御山守とは何か。この関係で作製される史料は何か。これが意外に多い。庄屋とも関係がある。その上に村には小山守がいるらしい。しかも大御山守の管轄する村の数には移動があるらしい。幕末の政争での須田家の行動にも大御山守の職務としてのものもあるようだ。

とにかく史料は藩の機構に従って上下する形で作製され、これに村がからまっている。

まあこんな事を感じたり、わかつたりしてきたのは文書の整理が私なりに進んだからである。進んだとは一村庄屋の史料と考えて整理・分類を進めて冊子の大部分が終ったと云う事である。そうなった所で今度は大御山守、これは大庄屋と似た性格を持つているのだが、それも幕末になって大御山守になるので、一村庄屋文書の時期もあるのだが、大御山守としての分類にするのが適当ではないかと気付いた訳である。さて大御山守の性格は確実には判明しない。次にカードを書いて冊子の大部分は分類してある。

そこで表題が問題になる。表題は

分類と無関係ではないが、一応再分類出来るものは実施する。残った庄屋としての分類と、改めた大御山守としての分類とは無縁ではないが、調子は一本にはならない。

目録の記載は(一)表題 (二)作成者または差出人 (三)宛名 (四)作成年月 (五)形態 (六)数量 (七)整理番号である。ここで一村庄屋なら表題が失なわれたものに命名するのに、何々村と入れなくてもよい場合がある。大御山

守関係では表題に村名を入れるか、作成者の項に村名を付けるか迷ってしまった。この他に細かく村別に分類すれば、分類項目で解決すると云う意見もあるだろう。しかし大庄屋的性格からすれば各村を集めた史料もあり、前述の通り村の集まり方は一様ではない。その史料が大御山守か、庄屋か、個人か、判明と区別が出来ず、村名を欠くものもあり採用しなかった。

村名は出来るだけ表題に入れた積りだが、矢張り統一出来なかった。その他に作成者に村名をつけると長くなりすぎる点に若干の問題を感じたが、表題につけても五十歩百歩だとは後になって気がついた。

次に整理に一頓挫をきたしたのは御用状と書状の整理である。量が多

かった事と、両者の区別が明らかでないためであり、結局須田家が御用状として纏めてあったものから内容を類推して、散逸しているものを集めた。出来れば書状は内容を註記すべきだが、諸般の事情からカード下欄に註記するに止めた。分類項目に御用状・書状をたてず、内容により分類すべきだとの考え方もあると思う。郡方役人のリストを史料から作製したが、年を欠くものが多いので纏まらず、目録には掲載しなかった。将来役人在職年代の表が発表されれば文書の使用に便利であろう。

何時もの事であるが、書状の名前は閉口する。とても私一人では解決出来ず館員諸氏の手をわずらわせた。書状には須田家が幕末に二段に表裏に貼付けて巻子に仕立てたものがあり、台紙なしの仕立てであるので一部散逸したものもあり、推測で復原したが処理を誤ったかもしれない。この巻子仕立ては整理番号を一番号にし、内訳は小番号を採用した。それ以外の書状については、従来は差出人か、宛名人かで集めて一番号にしたが、保管上小番号を一々貼らねばならず、書状は人名の外に月日も使用の際に目安になる事でもあり、一通一番号にした。なお「甲州

下井尻村依田家文書」の場合親族縁者が多かった気がするが、須田家文書では大御山守間が気付いた。前者は文書伝来中に欠けたか、元来がそうか、後考にまちたい。

又幕末に須田氏が合冊した史料がある。元来は別のものだと考えた時は別番号にした。これに関連して近世の教養ある者は写本をする。写本の部分と自作の部分との区別は判然としない。合冊するのに教養関係以外のものも入る。甚だ困惑した。

結局整理には藩の支配機構と村を理解する事が肝要だと思ふ。

最後に実は大御山守等重要な点について確実な理解に至らず分類が混乱したが、整理を終えて須田家文書について一つの印象を持った事は事実である。その意味で目録使用者が出現した際引張り出される事も従来あった。しかしかつて整理した文書中の史料を使って何か考えた時に、これで史料が理解出来たと思つたのも事実である。両者の理解の差は何んだらう。それは私が整理に当って不勉強だと云われるなら、私は文書から出てくる無限の多様性を整理完了迄に完全にくみとる能力はないので甘受する。

分類と整理  
複雑な村方文書整理

——「伊予玉井家文書」の場合——

整理と分類

浅井潤子

近來近世史料の整理は、家わけ（家別）または一史料群ごとに整理する方がぞましいということが、大方の史料取扱者の定説となっており、文書名のつけ方もおのずから家名などがつけられている。そこで村方史料を整理するには、整理史料が一軒の家文書であるか、または村引継文書であるかを識別しなくてはならない。

村方文書の大部分は名主（庄屋）や組頭などの村役人の家、または公共機関（町村役場など）に引き継がれた所謂公文書類と、地主などをふくむ個人の家に引き継がれた私文書類とに大別される。名主文書の中でも、世襲名主の場合は、村政に関する公文書と、家の経営・冠婚葬祭など家に関する私文書が混在して残存する例が多く、そのほかは名主役の交代時に引き継いだ、純然たる公文書（一名役算簡文書ともいわれる史料）の二種類あるが、前者の場合は家名で文書名を表わし、後者は村名で文書名を付すように、当館では慣

例としている。

今回整理した目録第二十集の、伊予国伊予郡上野村玉井家文書であるが、その解題にも記している如く、江戸時代初期から上野村の世襲庄屋玉井家の原蔵にかかるものであるがこの史料には、玉井家個人の所謂家に関する私文書は殆んど残されていない。（現地には私文書の性格を有する書簡類が若干所蔵されているがそれとても、名主役としての役向に関する半公用的性格をもっている書簡が大半である。）一般にいう輪番・交代名主の引継文書の性格と何ら異なるところがない。しかしこの文書名をあえて「玉井家文書」と家名を題した理由は、上野村の支配関係が複雑な事情にあつたことにも一因する。

上野村の支配関係

村方文書整理の第一段階の作業の一つとして手がけなければならぬのは、該当する村の支配関係の調査である。整理史料の村がこの支配に属するか、天領か、私領か、また

は旗本領か。そしてそれが一村一給であるか、相給ないしは何給かを確認する作業である。この課程で上野村は、はたと行きづまってしまったすなわち、この文書は史料の書名（表題）のみで判断すると、明らかに伊予国伊予郡上野村で大洲領となっている。しかし史料内容をよく見当してみると、「松山領上野村」「大洲領上野村」「御料上野村」「南神崎村上野分」「上野村上分」「上野村下分」と多種多様な村名が出てくる。さて上野村は、一体「御料」と「大洲領」の相給か。また「松山領」との関係は、一点一点の史料をいく

ら吟味検討しても支配事情の変遷を示す史料は見当らない。それに寛延より幕末まで続いて残存している「御触状留」「廻状留」などはすべて大洲領のものである。それにひきかえて年貢関係や他の帳簿類は、さきに記した様に種々の村名が誌されている。どのように整理をしてみても判然としない。

そこで支配関係を調べる一つの手がかりとしては、まずその地方の地誌をひもとくことにしているが、伊予地方の唯一の地誌である「大洲新谷旧記草書第一」の「上野村」の項をみると、

此村天領と成し事、下説には、加藤大和守泰堅公、泰興公の御二男別段に御出仕被為成候、其時の御分地、両石畳村・中居谷、宿間なりしが、故有て領地被召上、大殿御隠居料、新田打出し之分にて、地面不相分、蔵米にて年々大和守泰堅公へ渡米の趣を以、御勘定頭へ断相済、元禄九年より、千五百石分、五年の平均、現米四百八拾貳石余、於大坂御代官へ御上納、其時之相応を以銀納、宝永元年当国字摩郡銅山米にて相納むべき旨戸川日向守様より御差図、翌年より、又大坂銀納に成、正徳二年六月、秋本但馬守殿より御留守居を被召、弥御上地に被命、向寄にて物成積を以、土地被召上旨御代官平岡彦兵衛、御手代藤本丈助、山下助市御引渡、其節当村之内も四百八十四石余天料二成、此分宮下庄屋支配に被命、安永九年三月二日、撰州南野村、池尻村、忽那島之内、引替の御願相叶、如元当国御領（是迄松山）に成、御預也とある。ことに最後の項の「如元当国御領に成、御預也」として、是迄松山領という註が付けられている以上の文面によって上野村の支配関

係を判断すると、正徳二年の約千石の村の半分である四百八拾四石余が、大洲領から天領となると同時に松山藩御預になって、庄屋は宮下村庄屋が兼帯し、さらに安永九年三月の大洲藩よりの替地願によって、またもとの大洲藩領になったと解釈できる。事實はそうであるが、しかしさきに示したような「御料上野村」とか「南神崎村上野村」「上野村上分・下分」とかの名称との関係、はたまたこれらの村名は、安永九年替地以降にも、しばしば使用されているので、その理解に頭をなやまさざるを得なかった。

以上のような疑問を持ちながら、現地調査や、そのほかの諸本によって支配関係を解明できるように努力した結果つぎのような結論をえた。上野村は二回にわたって施行された所謂「お替地」騒動の渦中にまきこまれて複雑な支配型態となつてしまった。そもそも上野村は、神崎郷の分郷であつたのが、慶長年間に上野村と改め、加藤左馬助嘉明の支配する松山藩領であつた。寛永四年に加藤左馬助嘉明は会津に封を移されたため、同年四月松山城は大洲藩主の加藤泰興が守衛したが、わずか八か月で蒲生忠知が後を継ぎ、寛永一

二年に、忠知が病死したため、またもとの大洲藩主加藤泰興が松山の在番となつた。この時に大洲藩と松山藩領との間に所領内の交換(第一回目のお替地)が実施されて上野村は松山領より大洲領となつた。ところが延宝二年加藤泰興は、所領の一部新墾田千五百石を「男泰堅に知行したが、正徳二年に故あつて、この千五百石分が幕府に上知させられた。(目録解題参照)この時に上野村の半分が上知されて天領となり、また松山藩領となつてしまった。ここで上野村は、御公領と大洲藩領と相給になつたわけで、村内での名称を前者は正式には「南神崎村上野村」となり、通称を上分。後者すなわち従来の大洲藩領の上野村分を下分と称するようになった。やがて数年後に第二回目の「お替地」騒動(安永九年二月)があり、正徳二年に没収された千五百石分である南神崎村と大洲藩主加藤泰興の所領撰津国南野村・池尻村ならびに忽那島のうちで千五百石を引き替へしたので、南神崎村は、再びもとの大洲領に戻つたのである。当然南神崎村の一部に包含されていた上野村の半分も大洲領に復し、上野村全体が一村一給となつて以後明治期まで統治された。

以上のような複雑な経過を経て来たために、残存されている文書類にいろいろの名称が出て来るわけである。ことに安永九年二度目のお替地以前の帳簿類は、とくに村名が種々使用されて調製され、また同じ内容のものが、全く異なる表題で示されている。一例をあげると、「貢租」のうち「年貢算用帳」と記され、それ以後は「小向帳」と表題が書かれている。なお村名の表示であるが、安永替地以後は、一村一給の大洲領であるにもかかわらず、村内では上分・下分の名称は依然として残され、またもとの天領分(上分)は「上野村御替地分」と特別な名称も用いられ、帳簿類も区別していた。江戸時代によくみられる天領の農民が、何かと格が高いと優越感をもつて、所謂私領である旧大洲藩領の農民とは、同じ一村であるのに融和しようとしないう頭われのようにも考えられる。現在でも、その地区の人たちに、「御蔵百姓」という言葉がいつたえられている。これまでにいくつかの村方史料の整理を手がけてきたが、このように支配関係が皆目見当がつかなかった文書ははじめてである。支配事情が判明しなくては、史料内容も正確に把握できず、したがって分類も不正確にならざるを得ない。村方史料の整理には、とくにこれを念頭におかず、に書名のみで整理をしてしまうと、思わぬ大きな間違が生ずる場合もあるという事を如実に示してくれた。今回の「玉井家文書」も、残存史料の大半が二回目のお替地以後のものであるから、単に書名カードのみで整理を完了したならば、恐らくはじめからすんなりと大洲領で片付け、上野村では重大な意味をもっている上分・下分も一緒に整理して、分類上にも大変なミスをおかすことにもなりかねなかつた。

結局玉井家は、近世初期には、松山領の上野村庄屋を勤め、寛永一二年九月からは大洲領の庄屋となり、さらに正徳上知以後は、上野村の下分四百七拾六石三斗四升余の、大洲領の方の庄屋を拝命し、安永九年以降上野村全村(大洲藩)千石余の庄屋を明治まで世襲した。したがって世襲史料は内容的には、明らかに上野村の引継公文書類のみであるが、あえて家名の「玉井家文書」と明示したのである。

## 地方史（誌）編集刊行上の問題

伊 藤 忠 芳

（山口県豊浦郡豊北町教育委員会社会教育主事）

豊北町史は明治百年の記念事業として、昭和四十三年四月から着手し、満四カ年と六カ月の月日を費して、十月末にようやく発刊されるものである。その間事務局側の専任として執筆・編集を担当した関係で、いささか気付いた点を述べてみたい。

町史の編集に当っては、「皆さんで書く町史」をモットーとし、必要に応じては中・高校生から老人クラブまでを動員した。執筆態度としては、①町村合併は必然的なものであって、ともに歩いてきた豊北町の歴史的背景を明らかにすること。②町の成長発展のあとを町民一般がたやすく理解できるとともに、町の将来の発展に役立つものであること。③そのためには学問的評価に耐え得るとともに、表現をできるだけみやすくし、高校卒業程度を標準とする。

④史料篇がないので、なるべく貴重な史料は挿入することとした。

町史の体形としては、編年体と部門体を併用し、最初に自然篇を置き次に歴史篇を原始時代から古代―中

世―近世―近代と展開し、最後に民俗篇や文化財篇などを置いた。

(1)構成メンバーについて 所謂郷土史家と呼ばれるものは、使い方によっては薬にもなるが、毒にもなるということがある。メンバーの間に年令差のある場合には、歴史観が異なると、会合を開いても反つてブレイキになる場合が多かった。また学校の校長をしたというだけで、ずぶの素人が参加した場合には、最終段階で原稿が使用出来ず、校正や浄書に手間どつて迷惑であつた。また郷土史家には高令者が多く、途中で三人の死亡者があつて、他の者に思わぬ負担がかかった。貴重な存在である場合にはなおさらのこと、これらのことを考慮して、一年でも早く編集に取り組むべきである。「メンバーが決まれば町史の半分は出来たようなものだ」という言葉の意味をしみじみ痛感した。

(2)史料（資料）調査および収集について 山口県のように山口県文書館があつて、毛利文庫や県庁記録、郡

役所記録などが収集されている場合には、地方調査を始める前に基本的な資料について、このような機関を利用することが早道である。また地方調査に当っては、庄屋・畔頭などをした家が健在の場合には、これらの家を真先に尋ねることが必要である。史料も量的に多いし、内容も豊富である。豊北町の場合には町内には史料が少なかったが、同じ領内の隣の庄屋を尋ねると、兼務をしている場合もあつて、思わぬ収獲があつた。しかし最近の家が次々に建替るので、油断をしていると手遅れになりかねない。現に支所（旧村役場）が改造されたため、議事録が処分されていて、憤慨してみたがあと

の祭りであつた。町史を書くには行政の末端であり、自然村落である部落生活の実体を知る必要があると考えて、部落長に部落関係文書の提出を依頼してみたが、反応は客であつた。そこで出掛けて調査してみると、集会所の戸棚や部落長引継ぎの書類箱の底に、旧藩時代の番水帳や名寄帳、入会林野関係の文書があつたりして、貴重であつた。また中世文書は殆んど皆無といつてよい程であるが、部落の発生は意外と古いので、部落堂や集会所の仏像調査を行つて

みると、殆んどが室町時代の仏像で、中には鎌倉・藤原時代のものもあつて認識を新たにした。

また原史料は出来ることなら編集が終了するまで、借用証を入れるかどうかして借りて置くことが必要で、のちになって史料の性質が理解される場合もあつたし、写真にとる必要が生じたりして、度々出掛けるのも面倒である。たゞ史料の保管については万全を期すべきで、隣の例ではあるが、編集室が木造建築であつたため、類焼にあつて、六カ年の努力が水泡に帰した例がある。

(3)史料の整理および分類について 八カ村の合併によつて出来た町であつたので、最初筆写した史料その他のを地区（旧村）ごとに分類し、それを明治以前と明治以後に分け、近世のものには山口県文書館の「近世史料分類項目案」に基づいて、①藩政

②鄉村制 ③土地制度 ④貢租 ⑤経済 ⑥社会 ⑦産業 ⑧交通 ⑨宗教 ⑩民俗に分類した。また明治以降のものは、山口県庁記録の分類に従つて、①総務 ②農業 ③漁業 ④林業 ⑤土木 ⑥衛生 ⑦教育 ⑧商業 ⑨社寺 ⑩士族に分類した。また収集した文書は一応目録をとり、家別に行っているが、これらについては後日一般に公開し、利用に供するつもりである。

## 史料収集から

——史料の公共性について憶う——

花 田 勝 彦

(青森県立郷土  
館開設準備室)

青森県では、明治百年記念事業として、県立郷土館(総合博物館)の建設をすることとなり、昭和四十五年四月に準備室が発足し、明年秋の開館を目ざし、目下諸業務を進めております。

この作業を進めるなかで感じたとを述べ、諸先輩のご高見を賜わりたく存じます。

### 〔調査方法〕

史料の収集活動にあたっては、県の通史を柱にして進めました。

これまで発行された、図書、雑誌、文献、各種目録(所蔵史料目録、各種展示会目録、藏品目録等)により構成していききました。更に主題別(山林、海運等の一連の史料群)に編成し、その所在を確認していききました。これには約一年半かかりました。更にこれに補足するための史料を部落の調査で得ることにしました。

この調査にあたっては、史料を拝見して主題別の史料群に区分をしながら史料名を与え、年代、記事(簡単な説明文)、所有者氏名、住所

をノートに書き取り仮の所在目録を作りました。

本来であれば、図書館などでやっているように、主題別、史料名別などの索引が必要だと思います。

### 〔文献所在の明示〕

このようにして、史料一点を求めるときにかなりの時間がかかりました。即ち、図書や文献・雑誌等に引用されていながらもその所在が明示されていないものが多数ありました。これでは一回の研究のために利用されるだけで、その後史料が死んでしまうと思います。

このようなことから、所蔵している史料や研究調査した史料は、何かの方法によって公表しなければならぬと思います。

保存をすることには大変な努力が必要だと思いますが、それと同じぐらいのことが利用面にも必要なことで、研究や調査に利用・活用され、改めて評価を問うことに価値があるのではないでしようか。

### 〔保存と公共性〕

保存については、最近町村単位で公民館建設が増えている。この建物の中には必ずといっていいほど展示室を造っている。

この展示室を中心として史料の保存運動を地域的に広め、未調査史料の発掘が必要だと思います。この調査によって収集、保存された史料は一般に公開されなければならない。そして一様の整理基準のもとに整理され、ある時点での総合所在目録なるものを編纂することが急務のように思います。

このようにして、住民の共通理解のもとで、整理保存された史料はもはや個人の所有物でも公の所有物でもなく、地域住民の共有物となります。

これは対照的に、現在でも史料はうす暗い蔵のジメジメした場所に置かれているのが現状です。決して史料にとって良好の条件ではありません。

また、先祖が残したものだからといって、体裁のよいきれいなものばかりを選んで保存し、その外の断片的なものや、汚れたものを処分したり、大福帳は襖の裏打に使うなどしたり、また、新築したときに発見した史料を、そのまま塵屋に売ったり

焼いたりしたということを、何度か聞きました。貴重な史料もこれでは失われる一方です。

史料は一般的に、文字を読めないとか、解読するに時間がかかるなどといって敬遠されます。ですから、活用の面でも、広く一般の利用は自然に制約され、一部の人々の利用にならざるを得ません。しかし、このことは、直接に利用しなくとも、一部の人々の利用によりそれが、地域社会(住民)に還元されるものであることは明白なことです。地域社会の人々は、利用する人のため史料を提供するようにしなければならないと思います。

県内を廻ってみて、史料を所蔵しておりながら拝見させてもらえなかったこともありました。また複写についても許可をいただけなかったりしたことがあります。こんな時に、私たちの一枚の史料が青森の歴史を解明するに役立つのだ、ということを知っていただけたらと、つくづく考えさせられました。

山積された雑史料の中から、県内でも珍しい藩札(標符)を発見したことがありました。このことは新発見の史料として、郷土史に登録され保存・活用されねばならないのです。

# 史料館改組関係法令

料  
資

(昭和四十七年五月一日官報号外第五二二号より)

## ○文部省令第二十五号

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第十条及び第十三条の規定に基づき、国文学研究資料館組織運営規則を次のように定める。

昭和四十七年五月一日

文部大臣 高見 三郎

## 国文学研究資料館組織運営規則

### (職員の種類)

第一条 国文学研究資料館(以下「研究資料館」という。)に、次の職員を置く。

館長

教授

助教授

助手

事務職員

技術職員

2 館長は、館務を掌理する。

3 教授は、研究に従事し、及び国立大学その他の大学の大学院における教育に協力するための学生の研究指導を行なう。

4 助教授は、教授の職務を助ける。

5 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

第二条 研究資料館に、次の三部を置く。

一 管理部

二 文献資料部

三 研究情報部

2 前項に掲げるもののほか、研究資料館に、史料館を置く。

(管理部)

第三条 管理部においては、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理する。

(2-5略)

(文献資料部及び研究情報部)

第四条 文献資料部においては、国文学に関する文献その他の資料の調査研究及び収集を行なう(研究情報部及び史料館の所掌に属するものを除く。)

2 研究情報部においては、国文学に関する研究文献及び研究に必要な情報の調査研究及び収集を行ない、並びに国文学に関する文献その他の資料の整理、保存及び閲覧を行なう(史料館の所掌に属するものを除く。)

3 文献資料部及び研究情報部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、室を置く。

4 文献資料部及び研究情報部並びに室に、それぞれ部長及び室長を置き、部長は教授をもつて、室長は教授又は助教授をもつて充てる。

5 部長は、館長の命を受け、部の事務を掌理する。

6 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

(史料館)

第五条 史料館においては、わが国の史料で主として近世のもの調査研究、収集、整理、保存及び閲覧を行なう。

2 史料館に、長を置き、教授をもつて充てる。

3 前項の長は、史料館の事務を掌理する。

4 史料館に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、室を置く。

5 室に、室長を置き、教授又は助教授をもつて充てる。

6 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

(各部及び史料館の連携)

第六条 各部及び史料館においては、研究資料館の目的を効果的に達成するため、相互に緊密に連携し、館務の一体的な処理にあたるものとする。

(評議員)

第七条 研究資料館に、評議員二十人以上を置く。

2 評議員は、研究資料館の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、館長に助言する。

3 評議員は、国立大学の学長その他の学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

4 評議員は、非常勤とする。

5 評議員の任期その他評議員に關し必要な事項は、別に文部大臣が定める。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 研究資料館には、当分の間、第一条第一項に定めるもののほか、講師を置くことができる。

3 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

## ○文部省訓令第十九号

国文学研究資料館組織運営規則(昭和四十七年文部省令第二十五号)第三条第二項、第四条第三項及び第五条第二項の規定に基づき、国文学研究資料館の内部組織に関する訓令を次のように定める。

昭和四十七年五月一日

文部大臣 高見 三郎

国文学研究資料館の  
内部組織に関する訓令

(管理部)

第一条 管理部に、次の二課を置く。

一 庶務課

二 会計課

2 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

(略)

3 会計課においては、次の事務をつかさどる。

(略)

(文献資料部)

第二条 文献資料部に、次の三室を置く。

一 第一文献資料室

二 第二文献資料室

三 第三文献資料室

2 第一文献資料室においては、主として古代における国文学に関する文献その他の資料(国文学に関する研究文献及び研究に必要な情報を除く。以下第三項及び第四項において同じ。)の調査研究及び収集を行なう。

3 第二文献資料室においては、主として中世における国文学に関する文献その他の資料の調査研究及び収集を行なう。

4 第三文献資料室においては、主として近世における国文学に関する文献その他の資料の調査研究及び収集を行なう。

(研究情報部)

第三条 研究情報部に、次の二室を置く。

一 情報室

二 整理閲覧室

2 情報室においては、国文学に関する研究文献及び研究に必要な情報の調査研究及び収集を行なう。

3 整理閲覧室においては、国文学に関する文献その他の資料の整理、保存及び閲覧を行なう。

(史料館)

第四条 史料館に、次の四室を置く。

一 第一史料室 二 第二史料室

三 第三史料室 四 情報閲覧室

2 第一史料室においては、武家、公家及び寺社に関する史料の調査研究及び収集を行なう。

3 第二史料室においては、町方に関する史料の調査研究及び収集を行なう。

4 第三史料室においては、村方に関する史料の調査研究及び収集を行なう。

5 情報閲覧室においては、史料の整理保存及び閲覧を行なう。

附 則

この訓令は、公布の日から実施する。

なお国文学研究資料館の設置に伴ない国立学校設置法施行規則の一部が改正され(文部省令第二十三号)、史料館がこれに置かれたために、文部省設置法施行規則の一部が改正されて第十二条から第十六条まで削除され(文部省令第二十六号)、いずれも五月一日公布された。

## 昭和四七年度 新収史料紹介(二)

①はフィルムによる収集を示す

### 佐渡国 相川町川上家文書

雄太郎

新潟県佐渡郡相川町川上家に伝わった近世初頭の佐渡奉行および鉾山関係文書。現蔵者は滋賀県野洲郡野洲町小篠原一八四九川上太左英氏。現在相川町前教育長森三郎氏が保管。本文書は川上家の襖の下張りから発見されたといわれるように、大久保長安時代の断簡・一紙類を類似のものごと後に編冊したもので、第一号より第二十三号までに綴られている。従って錯冊が多いので利用に当って困難も多い。

内容は慶長十一年(一六〇四)の佐渡直山鍛冶炭・蠟燭・油渡帳、出鍾覚、諸山試鍾銀納帳、米請取并払方、御作事方入用日記、御番衆付取帳、御礼衆之覚、御前言上留書、江戸江上ヶ候状之留などであり、大久保長安家老戸田藤左衛門・同人目代宗岡佐渡、その他長安の下役人の名があり、長安支配下の佐渡奉行所の記録の一部と思われる。ほかに婦女書状、元禄期の書状などがある。

なお、第五号が欠けており、舟崎文庫・山本家文書に一部が流れたと思われる。それらも併せて収録した。(二リール・二二三九コマ)

### 佐渡舟崎文庫

佐渡相川町出身の元東京帝国大学教授秋野由之氏収集にかかる佐渡群書類従ほかの佐渡関係古文書を、佐渡出身の実業家舟崎由之氏が昭和二十二年遺族より購入し、新潟県立佐渡中学校に寄贈せるもの。現在は県立佐渡高等学校同窓会の所蔵。今回はそのうち「佐渡国略記」三冊をはじめ「佐渡年代略記」「佐渡故実略記」「相川町年寄伊藤氏日記」などの基本的記録類、近世初期の一紙文書を含めて、七二冊・七二通・二枚・六葉をフィルムに収録した。(二リール・七四七四コマ)

### 佐渡国 新町村山本家文書

雄太郎

新町村町年寄山本家は小木・相川間の街道・廻船の間屋でもある。同家に伝わる民間の年代記「撮要年代記」二冊、「在郷相川医師町人由緒」のほか、享保一安永期の「年々棚下帳」それと初期の山師味方但馬の「味方家古文書」など計九冊・二巻・三枚を収録。現蔵者新潟県佐渡郡真野町新町三五四山本修之助氏。(一リール・五九〇コマ)

彙報

○昭和四十七年度事業(その一)

一、史料の収集

淀稲葉家文書を受託(別項参照)したほか、川上家文書・舟崎文庫・山本家文書の佐渡鉱山・民政史料および肥後岡崎家文書・甲府坂田家文書の町方史料のマイクロフィルムによる収集をおこなった。なお、数件の受託・収集を予定している。

二、近世史料取扱講習会の実施

別項参照

三、定期刊行物発行予定

1 『史料館所蔵史料目録』第二十一集に「播州池田家文書」、「上州萩原家文書」および「三州八田家文書」

(いずれも旗本家・支配所関係史料)第二十二集に「豆州内浦長浜村大川家文書」(漁村史料)を収録。

2 『史料館研究紀要』第六号に数点の論稿を収載。

3 『史料館報』本号および第一八号(四八年三月)を刊行。

四、定例研究発表会

第三七回(48・1)予定

藩体制解体の一過程―明治二年糸魚川履金騒動の分析―

鎌田 永吉

なお、本年度の近世史料展示会は、新

設工事施行に伴なう会場施設不備のため中止する。

○評議員会

昭和四十七年八月二日、国立教育会館において初の国文学研究資料館評議員会の総会および部会が開かれた。史料館部会においては特に改組に伴なう史料館の今後の運営等について評議がなされた。

○人事異動

(カッコ内は前職)

◇昭和四十七年五月一日付

国文学研究資料館長

(東京大学文学部教授)

史料館長兼第一史料室長

(文部省史料館第一史料室長) 鈴木 寿

第二史料室長兼情報閲覧室長

(同右第二史料室長) 榎本 宗次

第三史料室長

(同右第三史料室長) 藤村潤一郎

◇昭和四十七年一〇月一日付

新任 文部教育助手 井上 勝生

同 文部事務官 菅原 通夫

◇昭和四十七年一〇月一三日付

新任 事務補佐員 木口 信子

◇昭和四十七年一月一五日付

退職 事務補佐員 福地 敏子

(大中)

○評議員

国文学研究資料館評議員二〇名のうち、

史料館関係の各氏は現在のところ、次の九名である(敬称略・五十音順。任期昭和四七・七・一―四九・六・三〇)

- 石井良助(専修大学教授)、大久保利謙、木村礎(明治大学教授)、児玉幸多(学習院女子短期大学長)、小葉田淳(京都女子大学教授)、杉本勲(愛知県立大学教授)、豊田武(東北大学教授)、古島敏雄(東京大学教授)、宝月圭吾(東洋大学教授)

お知らせ

史料の閲覧利用について

当館では本年度よりの三カ年計画にもとづき目下、書庫・研究棟・管理棟等の新改築を進めておりますがこの工事の進行状態に従って、当面昭和四八年後半ごろから、所蔵・保管史料のうち、一部の閲覧利用を一時停止しなければならぬものが出て来ることが予想されます。期間・対象史料など詳細は決定次第お知らせしますが、この時期以降において史料の閲覧利用をされることがあらかじめ予想される向きにおいては、できるだけ当館に事前にお問い合わせ下さるようお願いいたします。

昭和四十七年一月

国立史料館

閲覧案内

◇当館では、所蔵史料をはじめマイクロフィルム収集史料および受託史料のうち、整理済みものを、一般の利用に供するための希望者に対し閲覧を受付けています。利用は公開で、紹介などの必要はありません。

◇閲覧時間

午前九時三十分より  
午後四時三十分まで  
但し、土曜日は正午まで

◇休館日

日曜日・祝日・年末年始(12月27日～1月5日)、そのほか当館の行事に伴う臨時の休館

なお、明年度は別掲の如く建設に伴う閲覧停止があります。  
◇史料のコピーサービスは行なっておりませんが、閲覧者が写真撮影を行なう場合は支障のない限り便宜をはかります。

史料館報 第一七号

昭和四十七年一月三〇日発行

編集・発行

東京都品川区豊田町ノベノ三

国文学研究資料館内

国立史料館

電話(七八三)九一〇六(代)

印刷所 三恵出版印刷株式会社

東京都千代田区福苗塚町ノ二  
電話(二六一)一四四三番